



介護保険のお知らせ

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへの入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証、および社会福祉法人などによる利用者負担軽減の確認証の有効期限は7月31日(金)です。更新を希望される方は、6月30日(火)までに申請を行ってください。

〈審査判定要件〉

本人世帯・配偶者とも市民税非課税で、本人および配偶者の預貯金等が、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下であることが要件です。

問合せ/保健福祉センター保健福祉課(介護保険)

☎ 6930-9859 ☎ 6932-1295

児童手当の現況届についてのお知らせ

児童手当を受給している方に現況届を送付しますので、6月中に同封の返信用封筒にて送付または区役所3階34番窓口まで提出してください。

**新型コロナウイルスの感染症拡大防止にかかる外出自粛を考慮し、可能な限り送付での提出にご協力ください。**

現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支払いを受けることができなくなりますのでご注意ください。

問合せ/保健福祉センター保健福祉課(子育て教育)

☎ 6930-9065 ☎ 6930-9140

令和2年度 個人市民税・府民税の納税通知書を送付します

令和2年度の個人市民税・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は、**6月30日(火)**です。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等を受け、個人市民税・府民税の申告書の提出については現在も受け付けています。3月17日(火)以降に申告書を提出された場合は、納税通知書の送付が遅れる場合がございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問合せ/京橋市税事務所 個人市民税担当

☎ 4801-2953 ☎ 4801-2905

ご寄附をいただきました

令和2年4月号の区広報誌ふれあい城東でご紹介しました、日新製糖今福工場様より「区役所に来られる区民の方のために」と、消毒用アルコール18リットルの「ご寄附をいただきました。品薄となっている中、ご寄附に感謝するとともに、お礼を申し上げます。」

城東区役所では、引き続き区民の皆さまの安全・安心のため、職員一同取り組んでいます。

問合せ/区役所総務課 ☎ 6930-9625 ☎ 6932-0979



安全・安心と医療従事者の方々への感謝をマスクに込めています

「城東区成人の日記念のつどい」実行委員会 新成人実行委員募集

令和2年度「城東区成人の日記念のつどい」(令和3年1月11日(月・祝)開催)実行委員会での企画等を行う新成人実行委員を募集します。

一生に一度の成人式を、思い出に残る式典にしてみませんか。

内容/①事前打合せへの参加

(8~12月に開催予定:月1~2回程度)

②つどい当日の運営・進行

(式典での「くす玉わり」・「花束の受領」・「誓いの言葉」など新成人を代表して行う)

対象/区内在住の新成人で事前の打合せ・当日の運営に参加いただける方(平成12年4月2日~平成13年4月1日生まれの方)

定員/10名(先着順)

申込み/ハガキ、ファックスまたはメールで住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス(パソコン・携帯電話)・自己PRを記入のうえ、下記問合せ先までお申込みください。

問合せ/区役所市民協働課「城東区成人の日記念のつどい」係

〒536-8510 中央3-5-45

☎ 6930-9094 ☎ 6930-9040

✉ tq0002@city.osaka.lg.jp

城東区成人の日 実行委員募集

検索



雨の災害にご注意!!

これから梅雨の季節になります。瞬間的な豪雨や長時間の降雨等、水害から自分の身を守るための準備と対策についてお知らせします。

【降雨災害対策】

- **ハザードマップで避難場所や避難経路を確認しておく**
- 避難場所の確認や連絡方法について事前に家族と話し合う
- 非常用品(懐中電灯、ラジオ、救急薬品、カップ等雨具、非常用食料、飲料水、携帯ボンベ式コンロ等)を備えておく(リュック等に入れておくと便利です)
- 側溝や排水口にごみを溜めずに定期的に掃除や点検をする
- 気象情報を事前に確認して早めの避難や対策をとる
- 川には近づかない

問合せ/城東消防署 ☎ 6931-0119 ☎ 6931-0072



令和2年度の国民健康保険料のお知らせ

●保険料の決定

令和2年度(4月から翌年3月分)国民健康保険料の決定通知書を、区役所から6月中旬に送付します。6月中に届かない場合は下記問合せ先までご連絡ください。なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和2年度の国民健康保険料は下の表により計算した金額が年間保険料となります。

●保険料の減免

令和2年度分から、大阪府内統一の基準・運用に合わせるため、退職、倒産、廃業、営業不振等にかかる減免の取り扱いが一部変更となります。

【令和元年度分まで】

減免事由該当者の前年中所得と今年中の見込所得をもとに、減免率・減免額を算出します。

【令和2年度分から】

減免事由該当者を含むその世帯の国保加入者の前年中所得と今年中の世帯見込所得をもとに、減免率・減免額を算出します。

●保険料の改定

医療の高度化や高齢化の進展などにより、年々、医療費が増加しているため、保険料率はその伸びに合わせて改定する必要があります。(国民健康保険は加入者の医療等にかかる費用を国等からの公費2分の1、加入者の保険料2分の1でまかなうことが原則とされています。)

令和元年度において、府の算定では大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じて負担を抑えているため、令和6年度に府内統一保険料率に向けて、段階的に解消していく必要があります。

令和2年度は、府の算定による医療費等の伸び約3%に激変緩和措置を段階的に解消するための約1%を加え、約4%に改定します。

	令和2年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※1
平等割保険料 (世帯あたり)	29,376円	9,892円	4,424円
均等割保険料 (被保険者あたり)	被保険者数 ×24,372円	被保険者数 ×8,207円	介護保険第2号被保険者数 ×13,396円
所得割保険料	算定基礎所得金額※2 ×8.06%	算定基礎所得金額※2 ×2.78%	算定基礎所得金額※2 ×2.62%
最高限度額	61万円	19万円	16万円

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯のみにかかります。

※2 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-33万円となります。世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

決定通知書発送以降、窓口が非常に混雑しますのでご了承をお願いします。また、区のHPで窓口の混雑・お呼び出し状況が確認できますので、ご利用ください。

『大阪市城東区役所現在の窓口お呼び出し番号』→



問合せ/区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎ 6930-9956 ☎ 6932-0979

城北川のサイレンと警告放送

城北川の放流時には遊歩道の利用者の安全を確保するため、サイレンと警告放送を行っています。これから大雨の多い季節を迎えますが、城北川でサイレンと警告放送が聞こえた場合は、速やかに遊歩道から退去してください。市民の皆さまのご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

問合せ/建設局企画部河川課

☎ 6615-6833

☎ 6615-6583



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付について

4月1日より、戦没者等の遺族に対する第十一回特別弔慰金の受付が始まっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り状況が落ち着いてから手続きにお越しくください。申請は3年間(令和5年3月31日まで)できますので、ご協力よろしくお願いいたします。

問合せ/区役所市民協働課3階33番窓口

☎ 6930-9734 ☎ 6931-9999

